

マナーから
ルールへ。



病院・学校
敷地内禁煙!
(屋外に喫煙場所設置可)



飲食店
原則屋内禁煙!
(喫煙専用室のみ喫煙可)



オフィス・事業所
原則屋内禁煙!
(喫煙専用室のみ喫煙可)

なくそう!
望まない受動喫煙。



改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。